

令和5年4月6日

生徒・保護者 各位

東筑紫学園高等学校
照曜館中学校
校長 五十棲 錠二

本学教育活動における感染防止等に係る基本方針

標記の件について、文部科学省の指導に基づき、本学では「3つの密（密閉・密集・密接）を避ける、「人と人との距離の確保」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」などの基本的な感染防止対策を実施し、感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減しながら、教育活動を実施して参ります。

つきましては、保護者の皆様にも、改めて以下のような学校の取り組みをお知り置きいただき、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 マスクの着用について

- ① 生徒及び教職員については、学校教育活動に当たって、マスクの着用を求めないことを基本とします。
- ② 登下校時に通勤ラッシュによる混雑した電車やバスを利用する場合や、校外学習等において医療機関や高齢者施設等を訪問する場合など、マスクの着用が推奨される場面においては、生徒及び教職員についても着用を推奨します。
加えて、感染症が流行している場合などには、教職員がマスクを着用する又は生徒に着用を促すことも考えられますが、そういった場合においても、マスクの着用を強いることはしません。
また、咳やくしゃみの際には、咳エチケット（咳・くしゃみをする際、ティッシュ・ハンカチや袖、肘の内側を使って口や鼻をおさえること）を行うよう、生徒に指導します。
- ③ 基礎疾患があるなど様々な事情により、感染不安を抱き、マスクの着用を希望したり、健康上の理由によりマスクを着用できない生徒もいることなどから、学校や教職員がマスクの着脱を強いることのないようにします。生徒の間でもマスクの着用の有無による差別・偏見等がないよう適切に指導するとともに、校内の相談体制を整えます。
なお、いかなる場面においても、気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高く、熱中症などの健康被害が発生するおそれがある場合は、熱中症は命に関わる危険があることを踏まえ、マスクを外すよう指導する場合があります。

2 体調不調が疑われる場合

- ア 登校後に、生徒の体調の不調に教職員が気づいた場合には、速やかに養護教諭等と連携し、医療機関を受診させる等の対応を取ります。
- イ 生徒及び教職員に発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合は、登校・出勤を控えさせる場合があります。また、感染がまん延している地域において、未診断の発熱等の症状がみられるときにも生徒には出席停止の措置をとることがあります。

3 登校に際しての留意事項

- (1) 生活圏において感染経路が不明な患者が急激に増えている地域で、同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があつて、他に手段がない場合など、合理的な理由があると校長が判断する場合には、欠席扱いとはしないなど生徒の不利にならないよう柔軟に取り扱う場合があります。
- (2) 必要に応じて「短縮授業」、「時差登校」、「分散登校」又は「臨時休業」を実施する場合があります。

4 授業等における対応

- (1) 教室等において換気を徹底することとし、授業中や休み時間など、気候上可能な限り常時、可能であれば2方向の窓を同時に開けて行います。なお、適切な換気を確保するために、エアコンや、サーキュレーター、空気清浄機等の補完的な措置を講じます。
- (2) 学校教育活動の中で、各教科毎の個別の留意事項は文部科学省の指導を踏まえ、それぞれの教科担当者に徹底させます。
- (3) 昼休みに食事をとる場面においては、引き続き、食事の前後の手洗いを徹底するとともに、飛沫を飛ばさないように注意させます。その上で、適切な換気を確保するとともに、大声での会話は控えさせます。机を向かい合わせにする場合には対面の生徒の間に一定の距離（1 m程度）を確保する等の措置を講じることにより、会話を行うことも可能とします（「黙食」は必要なし）。
- (4) 臨時休業や出席停止等により、やむを得ず登校できない生徒に対しては、学習に著しい遅れが生じることのないよう、できる限りオンラインによる指導・支援に努める。

5 学校行事について

- (1) 地域の感染状況を踏まえたうえで、学校行事の意義等を踏まえつつ、感染症対策の確実な実施や保護者等の関係者の理解・協力を前提に、開催方法を工夫するなど、その実施に向けて適切な対応を講じることに努めます。儀式的行事、体育的行事及び文化的行事等については、感染対策上での実施内容の精選や時間の短縮は特に行いません。
- (2) 修学旅行など宿泊等を伴う学校行事については、旅行事業者等と連携してガイドラインに基づき実情に応じた内容で適切に実施します。特に、海外修学旅行や海外研修については、諸外国における感染症の状況、海外安全情報、日本からの渡航者に対する入国制限措置等に留意致します。
- (3) 学校行事のもつ教育的意義を踏まえ、出来る限り実施することを基本としたうえで、やむを得ず予定通り実施することが困難な場合は、可能な限り延期や代替案を検討します。

6 生徒・教職員の感染が判明した場合等の人権への配慮

新型コロナウイルス感染症に起因するストレス、いじめ、偏見等に関し、公的な機関等の相談窓口（子どもホットライン24、福岡県児童生徒の悩み相談窓口（LINE）など）を適宜周知するとともに、生徒や保護者の不安や悩みに寄り添い、丁寧な生徒理解に努め、必要に応じて養護教諭やスクールカウンセラー等による支援を行います。

7 部活動について

部活動の実施に当たっては、今後も新型コロナウイルス感染症に係る対応が続くことが考えられることから、引き続き「新しい生活様式」を踏まえ、感染防止対策を徹底するとともに、生徒本人と保護者の意向を十分に確認して、同意を得た上での活動とします。

なお、県下の感染状況の最新の情報を入手し、生徒が感染する可能性がある場合は、躊躇なく計画の変更・中止等を行うなど適切な措置を講じるものとします。

【感染防止対策について】

活動前・活動中・活動後の健康観察（活動前の検温を含む）を必ず行うとともに、体調がすぐれない生徒は速やかに下校するよう指導します。

運動時のマスクの着用については、熱中症などの健康被害が発生するリスクが高まり命に関わる危険があることから、マスクを外すよう指導致します。

- ※ 今後の社会情勢（文部科学省の指導）によっては、若干の変更が生じる恐れがあります。その際は、適宜お知らせ致しますので、ご理解のほどよろしくお願い致します。